

公益財団法人大幸財団 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大幸財団（以下「本財団」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び定款に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本財団は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する資料を閲覧又は謄写（法令において謄写が認められている場合・法人において特に認めた場合）した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(管理)

第4条 本財団の情報公開に関する事務は、本財団の事務局が統括管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 本財団において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、別表1に掲げるものとする。

- 2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。
- 3 役員等名簿について、本財団の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、本財団が定める場所に常時備え置くものとする。
- 5 公開対象資料の備え置く期間等は、別表1のとおりとする。

(閲覧場所・閲覧時期)

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、本財団の事務局とする。

- 2 閲覧の日は、本財団の休日以外の日とし、閲覧の時間は本財団の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続)

第7条 本財団の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、理事長があらかじめ指名した者が説明し、その経過は質疑応答記録簿（第3号様式）に記載しておかなければならない。

4 前項の説明に当たっては、本財団の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、謄写（法令において認められている場合）の場合は、実費負担とする。

(電磁的記録)

第9条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

(改定)

第10条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月3日理事会議決)

別表 1

閲覧対象書類一覧

書類の種類	閲覧者	関係条項	備置期間	備 考
定款	すべての者	認定法21条4項		
理事会議事録	評議員・債権者	法97条（法197条）	10年	
評議員会議事録	評議員・債権者	法193条	10年	従たる事務所（写）5年
評議員会の決議省略の書面	評議員・債権者	法194条	10年	従たる事務所（写）3年
計算書類等（各事業年度の計算書類 事業報告書・附属明細書）監査報告書	すべての者	認定法21条4項	5年	従たる事務所（写）3年
当該事業年度の事業計画書・収支予算書	すべての者	認定法21条1項・4項	当該事業年度末日まで	
当該事業年度の資金調達・設備投資の見込み書類	すべての者	認定法21条1項・4項 同法施行規則27条	当該事業年度末日まで	
財産目録・役員等名簿・報酬等の支給基準	すべての者	認定法21条2項1号・2号・3号、4項	5年	従たる事務所（写）3年
運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	すべての者	認定法21条2項4号、4項 同法施行規則28条1項	5年	従たる事務所（写）3年
特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠	すべての者	認定法施行規則18条3項5号	5年	従たる事務所（写）3年
寄附等による財産・資金で交付者の定めた用途に充てるものの明細	すべての者	認定法施行規則22条5項	5年	従たる事務所（写）3年
特定財産の取得・改良 充当資金の明細	すべての者	認定法施行規則22条4項	5年	従たる事務所（写）3年

※公益法人認定法21条4項においては、閲覧の請求だけであり謄写の請求は認めていない。
理事会・評議員会議事録については、閲覧及び謄写が認められている。（193条4項、97条2項・3項）

第1号様式（第7条第1項関係）

閲覧（謄写）申請書

公益財団法人大幸財団

理事長 殿

申請年月日 平成 年 月 日

申請者住所 (〒 -)

申請者氏名

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 議事録（理事会・評議員会）
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 事業報告
6. 附属明細書
7. 監査報告書
8. 事業計画書
9. 収支予算書
10. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
11. 財産目録
12. 役員等名簿
13. 役員等に対する報酬等の支給基準
14. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
15. 特定費用準備資金算定根拠
16. 特定財産の取得・改良充当資金・寄附等による受入れ財産・資金の明細

